

村の世帯・人口

1966年 8 月末日現在

総世帯数	1,821 戸
男	4,788 人
女	4,983 人
計	9,771 人

広報にはら

発行所
西原村役所
電話 (0952) 401
印刷所
桑江印刷所
与那原小学校となり
電話 (0952) 365

主なもくじ

- 1、私達の代表決る……………一
- 2、第四回定例議会（最終回）おわる……………一
- 3、社会福祉事業……………一
- 一、生活保護法……………一
- 二、本村の生活保護者の現状……………二
- 4、老人福祉……………四
- 一、老人福祉週間によせて……………四
- 二、村敬老年金支給条例あらすじ……………四
- 5、土木建設関係の現況……………五
- 一、土木費の予算規模について……………五
- 二、道路及び耕地の災害対策について……………六
- 三、タール舗装の計画について……………六
- 四、農道新設、補修について……………六
- 五、三八号線の舗装実施について……………六
- 六、排水路の改修について……………七
- 七、村道、旧道の使用料と買上補償について……………七
- 6、西原中学校紹介……………八
- 一、はじめに、校章について……………八
- 三、西原中学校々歌……………八
- 四、未来への人材をつくる……………九
- 五、創立と歩み……………九
- 六、四十一年度の教育方針……………九
- 七、本年度の努力目標……………十
- 八、在籍並びに学級編成表……………十一
- 九、西原中学校PTA並に村民の皆様へ西原中学校長儀間仁徳十二
- 十、児童生徒の作文：校具を大事にしよう：三の二宮城美代子十二
- 十一、学校機関紙……………十三
- 7、兼久五班教育隣組父親の会発足……………十三
- 一、はじめに……………十三
- 二、結成のいきさつ……………十三
- 三、班で大学合格者と高校合格者も……………十三
- 四、今後の課題と当面目標……………十四
- 五、班内要覧……………十四
- 8、人の動き、その他……………十五

村の世帯・人口

1966年8月末日現在	世帯数	人口
1,521戸	4,788人	4,983人
	男	2,771人
	女	

本 報

西 原 村 報
電話 (0823) 401
〒823 382
西 原 村 報
〒823 382
電話 (0823) 382

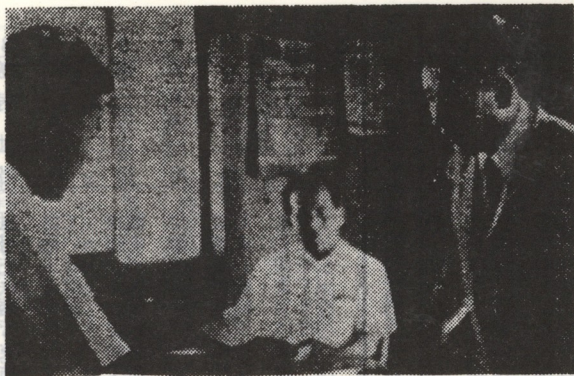
8. 人の健康、その財
- 五. 村内要覧
- 四. 合給の贈呈と世面目録
- 三. 坂下大合給寄る高給合給寄る
- 二. 給知のしるし
- 一. おじいちゃん
7. 兼八正班建育園贈父縁の会祭呈
- 十一. 半更の贈呈
- 十. 児童主給の作文・対具き大事のしるし
- 九. 西原中学対呈T.A.並に林兄の書贈へ西原中学対呈贈問二勝
- 八. 本平更の贈呈
- 七. 本平更の贈呈
- 六. 四十一半更の建育衣給
- 五. 贈立る表
- 四. 未来への人材をこころ
- 三. 西原中学対呈
- 二. おじいちゃん、対呈のしるし
6. 西原中学対呈
- 五. 林重、田重の贈呈
- 四. 三十八号給の贈呈
- 三. 三十八号給の贈呈
- 二. 三十八号給の贈呈
- 一. 土木費のそ賞贈呈
2. 土木費のそ賞贈呈
- 二. 林重き半金支給茶園あさす
- 一. 林重き半金支給茶園あさす
4. 林重き半金支給茶園あさす
- 二. 本村の世帯給呈の贈呈
- 一. 本村の世帯給呈
3. 林重き半金支給茶園あさす
2. 林重き半金支給茶園あさす
1. 林重き半金支給茶園あさす

私達の代表決る

今年選挙の当り年で市町村議会議員の選挙は、全疏で四十カ市町村で行われた。本村でも去る九月十一日の第二日曜日の好天に恵まれ四、五〇〇〇余名の有権者が私達の代表者

を選ぶため午前七時より午後六時まで、村役所と坂田小学校の二ヶ所の投票所で行われ。その結果、次の十六氏が見事当選の栄冠を勝ち得られたのである。

なお、西原村選挙管理委員会では、九月二十一日午後二時から村会議室で新議員に対して当選証書の交付式を行った。
(各議員の得票数は次のとおりである)



9月21日当選証書の交付式(村議会室にて)

氏名	年令	職 業	当選回数	得票数
城 間 光 雄	39	農 業	④	365
呉 屋 栄 善	42	〃	1	312
大 城 勝 治	58	〃	③	308
与那城 勲	34	会 社 員	1	292
外 間 正 栄	50	農 業	2	282
屋 良 朝 光	32	商 業	2	281
新 垣 良 計	43	〃	1	248
安谷屋 昌 夫	53	農 業	1	242
与 儀 栄 範	58	会 社 員	④	233
小波津 正	43	〃	④	229
新 川 郁 夫	62	行政書士	2	223
新 川 正 雄	35	公団体職員	③	222
宮 里 景 進	53	農 業	③	216
中 山 正 徳	42	会 社 員	2	206
比 嘉 昭 幸	35	軍雇用員	1	200
米 須 清 喜	49	軍雇用員	③	189

第四回定例議会(最終回)おわり

▲行政委員会設置条例の制定など

- ① 西原村議会、第四回定例会は、去る九月二十六日午前十時から村行政の円滑な運営と村民の生活、文化、教育、その他の水準の高揚を図ることを目的として、新しく行政委員会設置条例の制定などそのほか、数多くの議案が可決された。こんどの村長提出の議案はつぎのとおり。
- ② 議案第十七号西原村職員定数条例の一部改正について(原案可決)
- ③ 議案第十八号西原村税条例の一部改正について(原案可決)
- ④ 議案第十九号西原村行政委員会設置条例の制定について(正修可決)
- ⑤ 議案第二十号西原村水道給条例の制定について(原案可決)

社会福祉事業

一、生活保護法
今年終戦をむかえて二十一年目にあたるが、まだまだ最低生活の基準にもさへ達しない人々が相当いる。それは申すまでもなく、戦災で一家の支柱を失った方々または疾病によるもので再起していない世帯が村内において、六〇世帯あまりに及んでいる。終戦後は一二三世帯の被生活保護世帯がいたが、現在では六七世

帯がその保護をうけている。戦後は六〇世帯ほどの孤児世帯(両親なく十八才未満)が五〇パーセントを占していましたが現在ではほとんどが、更生し社会に進出していきす。しかしながら日本において、新しい国の憲法によって生活権はまもられている。わが沖繩においては五三年十月立法化された生活保護法で生活権はまもられている。法の謳文句

- ⑥ 議案第二十一号一九六七年度西原村才入出追加更正予算議決につ
- ⑦ 議案第二十二号一九六七年度西原村上水道事業特別会計才入出予算議決について(原案可決)

いて(原案可決)

は大体似たようなところがあるが、それを比較した場合……

憲法第二十五条の場合（日本政府）

① すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

② 国はすべての生活部面について社会福祉、社会保障及び公衆衛生の増進に務めなければならない。

① この立法は、政府が生活に困窮するすべての琉球住民にし、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障すると共に、その自立を助長することを目的とする。

② すべて琉球住民は、この立法の定める要件を満たす限り、この立法による保護を無差別平等に受けることができる。

③ この立法により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができものである。

二、本村の生活保護者の現況（一九六六年八月現在）

No.	種別	事	山	世帯	現況
1	老人世帯	戦災で一家の支柱を失った老人世帯		35	始んど女世帯で一人暮らしで、その五〇パーセントは二〇年も保護をうけている。
2	孤児世帯	戦災、火災で両親を失い、身寄りのない世帯		0	始んど更生して社会へ進出している。
3	傷病世帯	世帯主疾病で生活維持できない世帯		21	殆んど世帯主は病人である。
4	第一母子世帯	世帯主が女世帯で学校就学前の子供をかかえている世帯		6	世帯主が病死、事故死によるものが多い。
5	第二母子世帯	世帯主が女世帯で全児童が就学し、十八才未満の子供をかかえている世帯		0	現在はない
6	多家族世帯	世帯主病弱で一家の庄計維持できない世帯		0	現在はない
7	身障世帯	世帯主疾病（精神障害者を含む）のため一家の生計維持出来ない世帯		1	あと一カ年以内には更正可能
8	その他の世帯	1〜7までに該当せずに、少し生業扶助したから更生する世帯		4	あと一ケ年後には更生可能
計				67	

三、扶助の種類及び扶助額の現況（一九六六年八月現在）

No.	種類	対 象	現 況
1	生活扶助	生活扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して次に掲げる範囲内に行われる。 1. 衣料、食品、金品、その他日常生活の必要を満たすため必要なもの 2. 移送	一世帯当り（月額） 最高 八弗七二仙 最低 四弗九〇仙 （生活扶助費、現金支給） 総支給額 八六八弗四五仙
2	教育扶助	教育扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して次に掲げる範囲内に行われる。 1. 義務教育に伴って必要な教科書その他の学用品	（月額） 小学校二五世帯 五四名 八弗二三仙

中学校二七世帯 二八名
四弗五一仙
(生活扶助費と合算して支給)

老人福祉

▲老人福祉週間によせて

人間は誰しも年はとりたくないものです、そうしていつまでも若い気持ちでいたいと……つい自分の年も忘れがちであります。こうして人間の一生はいやが上でも一度は老人になるはずであります。戦後沖繩の人はよくアメリカユリーになったから親も子も、クナーナーメークとかよく口ぐせのように、たびたび耳にしますなるほど……沖繩にも新民法の戸籍制度の実施に伴い、昔の家族制度も社会的人情も自然にうすれてきたような感じがす。その証拠には最近の若者は長男であつても結婚したら間もなく分家するのが通例のようだと考えている人も相当いる、そうして親の面倒さえ、かえりみないという事例もあります。

幸にして沖繩にも一九六一年に法定化された「老人福祉週間にちなんで九月十五日を」としよりの日」に法定

祝日に定められていますので、この日を契機にこれまでのとしより方の長い間の御労苦に対して尊敬の念と感謝の意を捧げたいものです。

▲老人福祉週間と村敬老年金支給条例

例

沖繩においても老人福祉対策の一環として、一九五九年から九月十五日を「としよりの日」と定め、この日から一週間を「としよりの福祉週間」として全琉的に老人福祉をたかめる運動にのりだしたのであります。こうして老後のしあわせを、住民全体でうち立てようという趣旨によるもので全琉的に大きな反響をよびました。そして一九六一年これが法定祝日に定められてから今年で六年目を迎えた。この運動により住民の老

人福祉に対する理解が一層高まり、最近では部落単位でも敬老会が催されている。本村においても従来七十五才以上の方々を毎年村主催により敬老会を実施し西原劇場に招待し記念品を贈り、敬老の意を表し、老人福祉週間の一環として実施してまいりましたが、一九六七年度からは、敬老会のあり方を改め、八〇才以上の方々を対象に敬老年金支給条例の制定によりその実施の運びになった。さらに本年度からは毎年一回七〇才以上の方々は老人福祉法の制度により、村長の責任において健康診断を実施することが義務づけられています。

西原村敬老年金支給条例のあらすじ

主 旨	事 項
目的	この条例の定めるところにより、本村内に居住する高令者に対して敬老年金を支給して、敬老の意を表するとともに、敬老思想の高揚を図り、もって老人福祉の増進に寄与するものとされています。
受給資格	敬老年金の受給資格者につきましては、次に掲げる二つの要件が具備されていることが必要とされています。 1. 本村に住民登録を有し、引続き一年以上、本村に居住していること。 2. 毎年九月十五日現在において、年令満八〇才以上であること。
年金の額	こうして各条件が具備されている方については、年額五ドル以内の敬老年金を差上げることになっています。
年金の支給方法	年金の支給方法については、条例の規定により、その年度から支給される。 2. 敬老年金は九月十五日（としよりの日）に支給する。ただし村長が必要と認めたときは、この支給期日は変更するときもあります。
申請及び決定	この敬老年金の支給を受けるためには、本人の申請に基いて村長が支給を決定します。 2. この敬老年金の支給をうけようとする方は、毎年四月末日までに所定の用紙がありますので、それによって申請してもらいたい。

決定通知

こうして、本人よりの申請によって、適正なものについては、村長は直接本人へ敬老年金の支給通知をします。

資格の喪失

敬老年金の支給をうけていた方が、次に掲げる各号の一に該当するときは、その資格を失うことになります。

1. 死亡したとき
2. 村外へ転出したとき
3. その他村長が年金の支給を適当でないと認めたとき。

敬老年金支給実施

※九十八才の城間カマさんを筆頭に //

八十才以上九十六名に初の敬老年金支給

六七年度において、西原村敬老年金支給条例の制定によって、このほど九月十五日「としよりの日」を期して村内居住者八十才以上のおとし第一表 部落別八十才以上老人の調べ（明治十九年九月十五日以前生れの人）

は、昨年白寿の祝（花のカヂマヤ）を迎えた西原村字我謝二九番地にお住いの城間カマさんを筆頭に九十六名の方々に、このよき日に新川村長外職員が老人家庭を訪問し、お一人あたり金五弗宛支給され、おとしよりにとつても、村にとつても、はじめての年金支給で、おとしよりの方々からたいへん喜ばれた。（第二表は明治十二年で今年米寿にあたる）

部落別	男	女	計
幸地	1	2	3
棚原	4	4	8
徳佐	3	1	4
森川	0	5	5
千原	0	0	0
上原	0	2	2
翁長	3	2	5
呉屋	0	1	1
津波	0	1	1
小橋	0	5	5
内間	1	1	2
掛保	0	1	1
嘉手	1	2	3
小那	5	7	12
崎原	0	1	1
仲伊	0	5	5
伊保	1	3	4
兼久	0	9	9
与那	1	1	2
我謝	5	7	12
安室	0	2	2
桃原	1	0	1
池田	0	2	2
小波	2	4	6
計	28	69	97

第二表 年令別八〇才以上十二支別老人の調べ（明治十九年九月十五日以前生れの人）

年号	数え年	十二支	人員
明治2年	98	み	1
3年	97	う ま	0
4年	96	ひ つ	0
5年	95	さ る	1
6年	94	と り	1
7年	93	い ん	2
8年	92	ゐ ね	1
9年	91	う し	5
10年	90	と ら	1
11年	89	う	7
12年	88	た つ	3
13年	87	み	5
14年	86	う ま	17
15年	85	ひ つ	11
16年	84	さ る	12
17年	83	と り	13
18年	82	い ん	15
19年	81		
計			96

土木建設関係の現況

1. 土木費の予算規模について

一九六七年度総予算額に対する土木費の占める割合は、一一、八八パ

ーセンで、一六、六三九ドルとなっているが、地方自治体の財政需要増大に伴って総予算も漸次膨張の一

途をたどり、土木費においても一九六五年度の二、九九七ドルから一九六六年度の二、五五五ドルと年次毎に累進的級数で小幅ながら増額の傾向が現われているといえまし

よう。

この傾向は何れの市町村でも共通の現象で、当初予算における編成形式であつて、すなわち一般財源から充当可能な範囲内の計上額であり、過年度の実績が推して当該年度においても余裕財源の確保によつて最終予算（決算）までには総歳出予算額の三〇パーセントから四〇パーセントの割合比重を示めするのが通例となつております。

特に本村においては、施策上、土木建設事業の意欲的推進を図るため、投資的経費の配分を土木費に重点を置く方針をとっているので長期建設計画の実施段階の途上にあつて、本年度の土木費関係予算の規模拡大について検討を加えたが、他の義務費や財源事情に左右されて、充分な獲得は望めなかつた、従つて財政運営の本旨に基づいて現年度の規模に対応する予算執行の効率化に努力し、最大の事業効果を高めるよう専念したい所存であります。

2、道路及び耕地の災害対策について

(1) 道路の災害について

道路の維持管理は災害の未然防止ならびに、その被害破損の復旧と改良補修の対策に毎年予算の範囲で、村道四〇、〇〇〇メートル農道約三〇、〇〇〇メートルを対象に計画して、補修改良工事を施行しておりますが、農村地域の道路網にも交通近代文化の影響を受けて、その災害度合も年々急増の一途をたどりつつある今日であります。

産業経済発展の動脈ともいわれる道路の災害には、地変による自然の破損被害と自動車文明の機械による人為的損害もあり、なお、さらに道路愛護精神に徹しない地域住民の有形無形の非協力的な行動も大きな人災であり、障害の要因ともなります。

道路の災害対策は政府、市町村、個人の負担分任において講じられるこ

とであるが、特に村管理の道路は地元住民の道路愛護の関心を強調し各部落の協同体制による労力面の奉仕的提供を期待いたしまして道路の維持管理および災害対策に万全を期したい考えでありますので御協力を御願ひする次第であります。

(2) 耕地の災害対策について

耕地の災害対策は建設の面でも農業基本施設の整備強化を図るために先決問題となりますが耕地の生産性と農業の経済性を高めるには、耕種栽培技術の改良と相まって耕地の環境条件の改善すなわち、土地改良事業等を遂行することによつて労働生産性の向上コスト低減をはかることが災害防止策として、最も望ましいこととあります。

しかしながら、村の長期にわたる土地改良事業計画の実現のあかつきまでは地区毎に各農家が現況の農道排水路等の施設を愛護し、耕地災害に對する自衛手段も尽してもらいたい。なお地区によつては根本的な地質改善を要する耕地もあるので、地元の協力を得て農耕地施設の改良を推進して災害対策に当たりたいと思つております。

3、タール舗装の計画について
本村における、タール舗装はテストケースとして、一昨年から始めて行なわれ、現在舗装延長三、一〇〇メートルに達しております。このタール舗装は役所を中心とした与那城、兼久、我謝地内の部落密集地帯の交通量の多い路線に施工されている

が、舗装工事の基礎条件となる路盤強度の均整と排水附帯施工の不備と予算関係で舗装面の層が薄く工法が簡易になったことが原因で施工後一ケ年で破損の徴候が著しく改修を要する箇所は一、〇〇〇メートルにも及ぶ現状であります。

タール舗装の維持管理はコーラル舗装に比較して、補修経費も割高であり、技術的にも手数複雑で結局本

村の道路現況においては本格的なコーラル舗装を採用する方法が経済性において勝るのではないかと思料されます。現年度予算にもタール舗装の計画はありますが期的に、あるいは、施行箇所について検討の余地が多分に残された問題として実施にあたつて研究中であります。

4、農道新設、補修について

農道の新設については、農業施設新設計画に基づいて、年次別、年度毎に予定箇所の順位を選考決定して地元との協調によつて、政府補助の事業を施行してまいりましたが、過去においては村の計画した予定箇所で一関係地主の利害関係や、補助条件による工事設計上のつづれ地問題を主体に幾多の事象発生でうやむやし予定の計画どおり遂行できなかったことは御承知のこととあります。

今後の農道新設事業の計画は地元側の自主的責任において問題点の解決に關係地主の理解と協力を求めることを基調にした農道新設工事を施行する方針であります。

農道の補修については、例年のとおり製糖期以前において、各字の受益面積に応じ各農道に所要量の資材を配分し、地元には労力負担を依頼して実施する計画でありますので、御協力をお願いし既設農道の保全によつて農家の利便がもたらされるよう希望するものであります。

5、三八号線の舗装実施について
本村中央部を東西に貫通する三八号線は軍道路からすでに政府へ移管され、爾來交通量は急激の増幅をきわめ、沿線の各部落、両学校が道路から飛散する砂塵のために甚大被害を受けている事実は御要望のとおりであります。

当局といたしましても、この道路のじんあい防止対策として、ここ数年毎年度機会あるたび軍関係、政府、立法院に対し区長、学校長、議会等連署して陳情書も提出しあらゆ

る方面から該道路のアスファルト舗装の促進実現を目的に手段をつくしておりますが、いまだにその実現を見ないことは政府の都合とはいえず遺憾するところであります。

ところが最近この舗装促進の問題に関して政府所管局と接渉したところ次年度の予算に計画されているとの確実な情報を把握しているが、これに満足し、樂觀は許されないので実現のあかつきまでは継続し追及の姿勢を保って、住民生活と直結する保健衛生、交通安全の見地から地域社会の禍福左右する、事象となっているこの舗装道路の早期実現へ全機能であつて努力したい覚悟であります。

6、排水路の改修について

本村内の排水路の形態は河川の性格に改修を加えられた、耕地排水路としての役割を果たす幹線が主体となっている。

これらの排水路は戦後の地形変化、ことに東部平地帯を縦断する十三号線軍道路の開通によって疎水流通の状態が悪化し、水害の度合が増大した要因となっております。

その改修対策については、東部平地帯の土地改良の完成と併行して上流地区の排水路施設と連結一体化する改修を行なう方針であります。

次に排水路の維持管理の分野においては、原則として経費を要する改修には村予算を投じて行なわれるが、地元の責任分担もあることを御了承願いたい。……と申しますのは最近各地区の排水路は、障害物が充満し、各家庭からの塵芥、汚物、缶詰がら、ガラス類などさらに農地内から雑草等が多量に投棄され荒廃不浄を極め、排水路に対する自衛愛護の関心は全く喪失されたといつても過言ではないでしょうか。……この事態は公共の施設と利益に損害を及ぼす行為であり、また清掃法にも抵触するので一般各家庭の反省をうな

がすと共に、御協力をお願いする次第であります。

7、村道、旧道の使用料と買上補償について

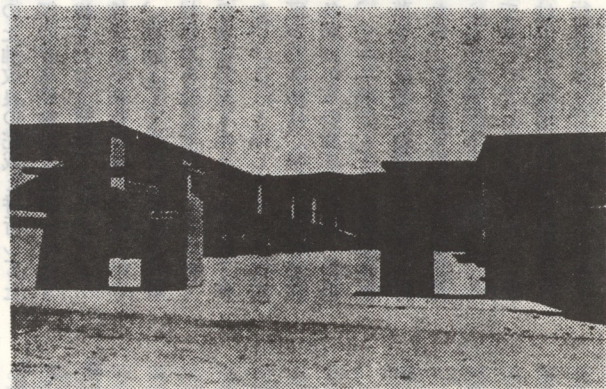
(1) 村管理道路の買上補償（貸賃料）について

戦時中米軍施設した道路で戦後解放になって、村道認定によって管理している道路の敷地は個人所有分割である部分に対し、買上または賃貸料でもって補償すべき前提のもとに一応調査済みとなっておりますが、政府道路にも同じケースがあつて、米解決のまま懸案となっております。村といたしましては政府とも相呼応して財政計画を確立の上、補償の時期段階への準備と処理対策の研究中でありま。

(2) 旧道（廃道）の使用料について

旧村道が廃道になった部分の敷地を個人が宅地、耕作地等に使用されている箇所があります。これらの個人から土地の使用料を徴収することは財産管理上当然措置であります。本村の場合は戦後の廃道敷地を使用している個人は新設置路へのつづれ地の代替として使用している理由もあるので、個々の事情に対し審査の上、適正な使用料を徴収するよう考慮します。

(西原中学校正門全景)



西原中学校紹介

●はじめに

本村の広報機関紙「広報にしはら」は一九六六年四月一日創刊号発刊以降、九千余人の村民のご愛読を始め、各種団体、中南部市町村、そして海をへだてて宮古、八重山まで情報交流として送付され、村の報道機関として大きな役割を果たしています。

このたびは第三号十月一日発刊するにあたり、特別版として未来の社会の新しい手となる児童生徒をあずかっている、学校編を中心として、この広報を通じて家庭と学校のかけ橋にしたいと思えます。

現在の学校教育において、人づくりの基本は家庭のシツケから……と社会の風潮も高まっていますが、西原中学校においては統合し、現敷地に移転してから、今年九月一日で満六年の歳月を数えることになっているが同校は、西原坂田両小学校より統合進学してくる生徒の指導取扱いにも、先生方の苦も並大抵なものではない。こうして現在、儀間仁徳校長をはじめ、各先生方は一生懸命、未来の人づくりに、がんばっています。

いよいよ、九月一日から第二学期にはいり、学校の教育問題もむづかしいもので、学力向上、体育向上、健康衛生、進路指導と、この難問題も突破しながらも、同校は本年三月までに三、二八八名の卒業生を送りだし、子供にとっては永い想い出の残る学校であります、また父兄としてもこの広報をご覧いただいて、一段と家庭と学校のかけ橋となるよう、教育振興のため、皆様のあたにかいご協力をお願いしたいものです。

▲校章について

校章紹介



西原中学校の校章
は一九五〇年小中校併置の頃できた

もので桜にペンを型どってある。

桜は祖国日本の国花であり、いさぎよい性格を現わす。これは生活にけじめのはっきりした人間、りっぱな日本国民になるという意味であり、ペンは勉学を表わす。つまりりっぱな日本国民になるために勉学に励み人間という意味が象徴されている。

◎西原中学校校歌

作詞 宮平 弘 志
作曲 比嘉 秀 夫

めぐみの風も さわやかに
うまし野山に 口は満ちて

東雲もゆる 西原の

あゝ正太の 氣を負いて
わが学び舎は かがやけり

二、古き歴史に つちかわれ
希望の光 身にあびて
明るく清く たくましく

若き生徒の 誇もて

羽ばたく日まで はげまなん

三、進取の舟に さおさして

真理の星を 仰ぎつつ 三八号
雄々しくすめ たゆみなく
わが双肩に もろびとの

たくす使命の なからめや

あります。

当局といたしまして、この道路のじんあい防止対策として、ここ数年毎年度概算あるたび軍関係、政府、立法府に対し区長、学校長、学生会等連署して陳情書も提出しあらゆ

ア、本村の発展のためには、道路の整備が最も重要である。この道路のじんあい防止対策として、ここ数年毎年度概算あるたび軍関係、政府、立法府に対し区長、学校長、学生会等連署して陳情書も提出しあらゆ

未来への人材をつくる

西原中学校長

儀 間 仁 徳

▲創立と歩み

人格の完成を目ざし、平和的民主的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値を尊び、勤労と責任を重ずる。未来への人材をつくる。

一、心身ともに健康で自主的、自律的な人をつくる。

二、ねばり強くたくましい生活力をもつ人をつくる。

三、職業、科学、技術の基礎的知識技能を養い、将来科学的な生活のできる人をつくる。

四、豊かな教養と情操を持ち、正しい判断力のある人をつくる。

五、勤労を愛し、責任感と協調性のある人をつくる。

六、自他を敬愛し、きまりを重んずる人をつくる。

七、平和を愛し、郷土を愛する人をつくる。

西原中学校は一九五九年四月一日に併置校であった。西原中学校坂田中学校を統合し、独立中学校として発足しました。

今日までに七年余になりますが、校地校舎の都合で一年余り併置校時代の両小学校の校舎を使用して苦しい学校経営が行われたようでありましたが、一九六〇年九月一日に、やっとゆかりの地元西原国民学校敷地であって現校地に新築なった校舎と共に移転することができ、現在の学校として再出発することになりましたが、現放地に移転してから今年九月一日で満六年の歳月を数えることになりました。

創立当初は、初代校長東恩納徳友

先生をはじめ、教育委員会PTA会の各幹部の方々には、校地購入の問題、校地の地均し埋立の問題、校舎建築の地盤の問題など筆舌に尽しがたいご苦労があったとのことであり、それは教育委員会の賢明なる施策と、PTA並びに全村民の団結と協力によって、その困難も克服されたことではありますが、心から敬意と感謝を申し上げます……儀間校長は語っている。

開校当初の新校舎は五教室しかなく、不足の三教室はカヤ葺校舎など作って間に合わせている状態であるが、城間賀栄初代PTA会長並びに役員、全村民、本土、海外在住の村出身者の方々の積極的なご援助とご協力によって現在では二〇教室の完備をはじめ、給食準備室、便所、給水施設、技術教室、校舎内外の美化作業、特に校門施設には金秀鉄工所呉屋秀信氏の個人的教育振興と子弟教育発展を象徴する、全疏中校でヒケをとらないスマートの校門施設が寄贈されている。

昭和四一年度の教育方針

(2) 学校経営方針	(1) 教育目標	
	B 具体的目標	A 一般目標
6.5.4.3.2.1.	7.6.5.4.3.2.1.	3 1 教育の目的 (教育基本法第1条) 2 中学校教育の目標 (学校教育法第36条)
明らかなる個性の伸張と創造性を高める学校経営 組織活動の合理化と能率化を図る学校経営 地域社会との連携を密にする学校経営 自学自習の態度を高める学校経営	各教科、道徳、特別教育活動、学校行事等、指導要領に礎されている目標 心身ともに健康で、自主的自律的な人をつくる。 ねばり強く、たくましい生活力をもつ人をつくる。 職業科学技術の基礎的知識技能を養い、将来科学的な生活のできる。 豊かな教養と情操を持ち、正しい判断力のある人をつくる。 勤労を愛し、責任感と協調性のある人をつくる。 自他を敬愛し、きまりを重んずる人をつくる。 平和を愛し、郷土を愛する人をつくる。	(1) 小学校における教育の目標をなお十分に達成して、国家及び社会の形成者として必要な資質を養う。 (2) 社会に必要な職業についての基礎的な知能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて、将来の進路を選択する能力を養う。 (3) 学校内外における社会的活動を促進し、その感情を正しく導き、公正な精神力を養う。

△在籍並に学級編成表（一九六六年八月一日現在）

学年組	在籍		計	学級担任氏名	備考
	男	女			
一年一組	二三	二二	四五	祝 敬 定 子	
二組	二三	二四	四七	島 袋 宗 正	
三組	二三	二四	四七	新 垣 雅 裕	
四組	二三	二三	四六	比 嘉 秀 夫	
五組	二三	二二	四五	翁 長 宏	
六組	二三	二四	四七	新 垣 盛 繁	学年主任
七組	二三	二三	四六	新 垣 和 子	
計	一六一	一六二	三二三	石 川 信 一	
二年一組	二六	二四	五〇	外 間 久 一	
二組	二六	二四	五〇	崎 間 朝 男	
三組	二六	二四	五〇	池 端 美 恵 子	
四組	二六	二四	五〇	池 宮 昌 男	
五組	二六	二四	五〇	平 安 恒 政	
六組	二五	二四	四九	浦 崎 永 照	
計	一五五	一四四	二九九	玉 那 覇 輝 雄	学年主任
三年一組	二二	二三	四五	伊 礼 秀 敏	副担任
二組	二三	二三	四五	玉 那 覇 則 子	〃
三組	二三	二三	四五	井 口 善 博	
四組	二三	二三	四五	新 垣 昌 侍 代	
五組	二三	二三	四五	外 間 政 弘	
六組	二三	二三	四五	親 川 正 雄	
七組	二二	二三	四五	城 間 正 勝	
計	一五九	一五五	三一四	田 場 哲 男	学年主任
總計	四七五	四六一	九三六	仲 村 弘 剛	担任
				浦 崎 政 勝	〃

校長

儀 間 仁 徳

教 頭

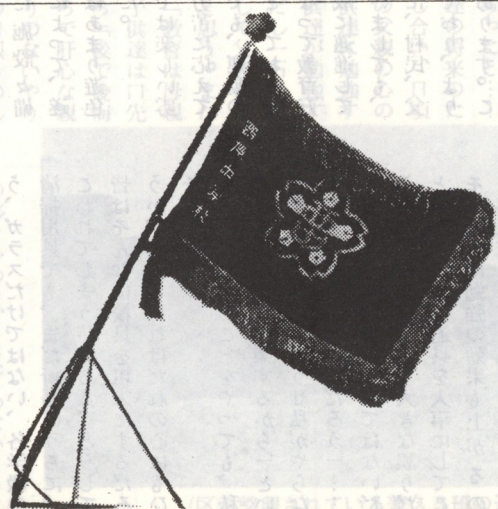
新 垣 太 敬

事務職員

山 大 里 正 一 子

PTA書記

玉 那 覇 勝 子



西原中学 P T A 並びに

村民の皆様へ

西原中学校長 儀間 仁 徳

「苦闘十年」を旗じるしに艱難辛苦の中から産声をあげた西原中学校も、今年で早や七周年を迎えました。

独立移転当初は、校舎施設も不備の上に校地も荒れて学習環境は極めて貧弱でありましたが、今では御覧のように緑の樹木、美しい花や植木が植えられて、校庭は一段と美化され校舎施設や運動場など一応の学習環境の体制づくりができました。

これひとえに教育振興のために喜んで物心両面から御援助御協力下さった村有志、御父兄皆様の御芳情の賜であります。深く感謝申し上げます。村有志、御父兄の皆様が進んで他校視察を重ね、他校の美点も積極的にとり入れ、本校発展のために絶えず建設的意見をのべて下さったり、また、施設々備充実のための募金積極的に参加し東奔西走なされて、給食室や便所建築を手はじめに、造園、植樹、校地整地作業な

ど、つぎつぎと設備拡充に御尽力なされたお蔭で、本校もめざましい発展をとげました。他校から十年も遅れていると言われました施設々備も、父兄皆様の御協力によって、遂次引きあげられ、今ではあまり遊色がないまでになりました。

九百余の生徒は、今では楽しい雰囲気の中で、御父兄の労苦に応えて学習に励み、学力の面でも、運動の面でも向上の一途をたどっております。職員、生徒一体となって教育方針に則り、教育目標達成に邁進しておりますが、なんといまして、教育は御存知のように、村民、父兄、職員が一体となっており、より教育が充実するものであります。これまでの心からなる御援助、御協力に深く感謝申し上げますと共に、今後とも子弟教育のために本校を御愛顧下さいますよう、お願い申し上げます。

児童生徒の作文から

校具を大事にしよう

三年二組 宮城 美代子

国語の本に論説文が出た。それでクラス全体で一つの題材を決めて、論説文の書き方の練習をすることになった。いろいろ話し合った結果、先生が「では校具を大事にしようという題で書いてみましょう」……とおっしゃった時、私ハツとした。なぜなら私は今まで一度も校具を大事

にしようということについて考えた事はなかったからだ。先生のことばに私は考えさせられた。果たして私はいいえ、皆さんもそうだろう。このことについて、じっくりと考えたことがあるだろうか。考えてみると、私達の学校では思っている以上に、校具が粗末にされている。

例えば、……ガラスを例にとってみると、どこの教室も一枚や二枚はわれている（最近はりっぱに修理されたけど）……「それはわざとわたったのではない。ボールあそびをして、あやまってわたったんだからしかたがない」……という人があるかもしれない、しかし広い運動場でボールあそびをしていれば一枚もガラスがわれることはないと思う、ガラスだけではない、各学級の清掃用具でも、まだ新しいうちに、こわれてしまう時がある。どうして皆はそんなに校具を粗末にするのだろうか、……それはだれの心にもひそんでいる。

「どうせ学校のことをやっても、私達はこの学校を卒業するから」という考えと……「どうせ私がやらなくても、だれかがやるだろう」……という気持ちがあるからではないだろうか、その考えは、大きな誤りだと思う。学校の道具を大事にしてこそ、私達は勉強の効果も上がるのだ。また、いろいろな面で、プラスになる。……例えば、校内美化作業の場合、お家から道具をもってこなくてすむ。それだけではない。校具を粗末にすることは、自分で自分のお金を粗末にするのと同じだ。このことを考えると決して、粗末にできないと思う、私達のひとりひとりが「私が校具を大事にしなければ、だれが大事にするか」……というふうな考えをもてば、きっと校具がじょうぶに長もちすると思う。そうすることによって、私達は充分に学習ができ、学力も向上するのだ。私達は学校の道具を自分のものとして大事にしよう、そうすることによって学習の効果をあげ、りっぱな学校にし、りっぱな人間になるよう努めよう。

▲学校として発刊している機関紙

文集「大地」の誕生

西原中学校では、学校文集「大地」を年一回三月に発行している。「大地」という名称をつけるその前には卒業文集としてガリズリの文集だった。一九六一年に文芸部員を中心とした生徒の間に「文集名をつけよ

う」という声が高まり、その名称を全校生徒から募集したところ、当時二年生だった喜屋武昇君の出した「大地」が採用決定され、以後「大地」として印刷することになり、五号まで発刊している。

村内外の知名士の方や、先輩からの卒業生へのおことばに、職員からも一言づつ卒業生へのおことばを載せ、そのほかは各学年の生徒の文章が主である。

しかし資金難をきたし、四号、五号は資金の金額(約二七〇ドル)を広告料で燃出したが、たび重なるお願いも、むつかしく、昨年度は休刊した。

兼久五班の教育隣組父親の会発足

はしがき

西原村字兼久は村行政の表玄関とも称すべき位置にあたって劇場、商店、食堂、電化製品の店などたち並び、那覇にたとえたら行政府前の十字路ほど交通もひんばんなところである。

▲結成したいきさつ

日頃隣近所(身近に住んでいても、現在は朝は早くから、各職場へ出かけるため、一堂に集って話し合う機会もなく、そのため子供に対する教育方針もなく、その隣組組織もなくバラバラな感じであったと……

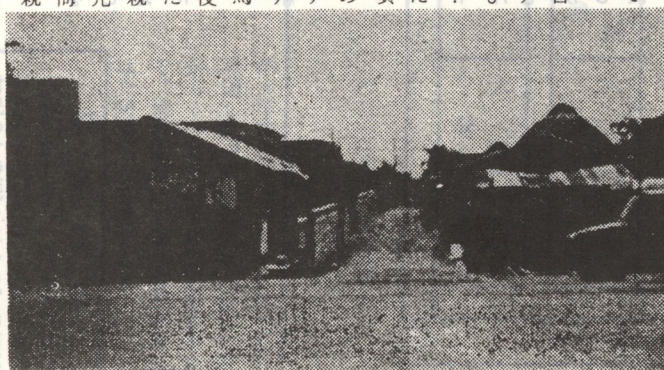
こうして兼久五班教育隣組父親の会は、一九六五年四月一〇日「兼久五班教育隣組父親の会」と称し発足一ヶ月六ヶ月になる。この五班は兼久一〇〇番地(元冲糖社宅敷地跡)に一九四七年頃村役所より割当敷地としてより集りの部落であるが、現在では総戸数二七戸で二〇戸は児童生徒をもつ世帯で八〇パーセントを示している。またこの班は土地の賃貸問題など未解決のため、父親の会にとっても大きな悩みのようである

教育隣組の組織は子供達の将来のため、共通の問題点を話し合い、日頃疎遠になりがちな班内の父親の心のふれあいを密にして子供達に勉強する意欲をもたせて、子供達が勉強する。フニキをつくりだし一石二鳥で側面からの協力者として父親の役割も大きいものであると思う。また今までは正直なところ「教育は母親

東郵便局第一集配課長(総務に玉那覇文彦氏(琉球大学事務局)などが中心となり発足した。この教育隣組は自主的に組織され、村教育振興に活動した教育隣組として一九六五年七月琉球政府主催青少年健全育成協議会長より表彰された隣組である。教育振興の亀鑑として表彰に輝いたそのいきさつを紹介してみよう。

まかせであって、今の子供達は口先だけでいくら「勉強しろ」「後で後悔するぞ」と言ったところで肝心な親達がバラバラでまとまりのないやり方では効果がなく、その日限りのしり切れトンボで終わってしまうくらいがあったとのこと……そこでこの契機に一つの組織をもって皆で呼びかけ、はげまし合わない限り現代っ子はかたんに応えてくれないものとし、今度の教育隣組父親の会の結成のねらいであったようです。

の移りかわり、とまどわないうように父親自身もお互に研修し合い、時代のパスに乗り遅れないよう心掛ける必要があるとして、この班の父親の会結成以降よい成果をおさめている。わずか二〇世帯で大学合格者一名、高校合格者六名も出していることは班父親の方々が教育に対する熱意と理解のたまものであり、後輩の子供達にとっても大きな励みとなっていると班の父親は語っている。こ



(区画整理されている兼久5班の通り)

▲班で大学合格者も一名、高校合格者も六名

れを機会に子供達の勉強や、遊び場の、就学や進学のことなどを話し合い、身近な生活の中からお互の親睦を深めつつ、同じ目的のために、今までの母親まかせから一止前進して母親の負担を軽くし「父親に頼れるもの」と子供達の信頼を得るところまでもってゆき、そこからよい環境が生まれ、子供が自覚し勉強するようになれば、今後は大きな教育効果があるものと期待されている。

▲今後の課題

現代の世の中は昔と違い高等学校までは義務教育みないなものになっており、今の子供達は中学校だけでは決して満足しません。そのため高校進学で父兄の悩みも多くなってきた、前途に希望の多い子供達のためにしてやらねばならぬ仕事がたくさんあるようで……これも父親の団結と協力、そうして理解と愛情が必要とされ、今後の教育は非常にむづかしいとされています。

最近テレビ・ラジオの出現で騒しい中で勉強もしなければならぬ現代の子の悩みも親達も理解せねばならない、こうして文化の発達の激しい世の中の移り変りについて行けるような、たくましい子供を育て上げるのは並大抵の努力ではないとされ、「教育隣組父親の会」結成以降今日まで一ヶ月間父親達がたゆまない忍耐と不断の努力で真の子供達のよき相談相手となって文字通りの教育発展のためよい効果をあげています。

この教育隣組は隣組別グループに分けてつぎのことを実行している。

1. 勉強時間中と自由時間別の木札の作成。
2. テレビ番組と勉強時間の関係
3. あいさつの励行
4. 家庭学習のあり方
5. 家庭でのしつけ
6. 学校と家庭との結びつき、その

あり方

▲教育隣組父親会 当面の努力目標

- 一、早登校の奨励
- 遅刻、欠席者の皆無をめざし隣近所さそいあつて登校するようさしむける。朝六時半に時鐘をうつ。
- 一、家庭学習の実施
- 自主的学習、学習計画を立て自分に最も適した能率的な学習法を体得せしめ、着実な実践によって勉強を楽しむよう習慣づける「忍耐と努力」

一、合同学習の実施

班の学童間の協力と融和の精神を涵養し、相互の切磋琢磨し合うことによって刺激を与え、腰を据えた学習活動をさせる「団体生活におけるしつけ

一、共通語の励行

学校教育の要諦で学校と家庭を結ぶ一つのきずなと考える。「すべてのかため」

▲班内要覧

(一) 班の位置 (沿革)

兼久五班は、兼久部落第一班と十三号線道路をへだてて向い合、海岸側に面した旧沖繩製糖株式会社宅敷地跡(兼久一〇〇番地)を村役所が戦後(一九四七年頃)区画整理して割当て、規格小屋を立て、その後だんだんと周辺に家が集ってきた新しい部落である。そのため各部落からの寄り集りで始めの中はあまり班としてのまとまりもなかったのですが、現在では総戸数二十七戸、総人口一四〇人で道路も屋敷も整備され、立派な家が次々と立ち、班のたすまいも随分と落着いてまいりました。

(二) 班の生活環境

静かで教育環境もよく将来班としての融和と協力如何で発展を約束されている住みよい所になっている。

バス停留所を前に楽天地農園(広島屋)があり、湯屋一軒、畳修理店一軒、自転車修理店一軒、農産種子店

一軒、郵便局があり、その外は民家となっています。お店は不思議に一軒もなく、道路をわたって第一班の方で買物をしています。

一、村消防正副団長退職
西原村消防団長新垣正義副団長大城政吉両氏は多年本村消防団の職にあつて地域住民の生命財産保全に尊い任務を遂行し、新垣正義氏には満十四年九カ月、大城政吉氏には満十二年六ヶ月つとめ、この度退職し去る九月一日付で両氏に感謝状と記念品が贈られた。後任消防団長には下地好克氏が任命された。

二、村育英会に寄附
西原村宇治手荷出身中谷善英氏にはこのたび村育英会に金貳百弍を寄附された。

また、同氏は渡米以降幾たびとなく愛村の精神に徹せられ、同時に村政にも政治見識の上にたたれて、本村

人の動き、その他

の健全な発展と平和の村づくりに貢献されるときにも教育の振興と育英事業の推進のため、物心両面より御援助下された多くのご功績は本村史の上に永久に銘記すべきところとして、去る八月二十六日村表彰条例にもとづいて表彰状と記念品が贈られた。

三、職員の実務研修

村の行政事務の能率向上に役立つため、この度、村経済課農林係長小川良夫君を愛媛県越智郡大西町役場に実務研修生として派遣した。去る九月十二日出発し研修期間は約二ヶ月の予定。

行政自治の発展と幹部養成のため、この度、村財政課長山畑清光君を白

治大学校税務別課第十七期生として派遣した。研修期間は九月二十日から十一月十二日まで約四十五日間で、本村においては自治大学研修生は今回で三人受講する。

編集後記
広報「にしはら」は去る四月一日創刊号発刊以降、九千余人の村民のご愛読をはじめ、中南部市町村へも情報交換のため送付され、また遠地は海をへだてて宮古、八重山まで送付され御愛顧をいただいて、よい好評をばくしております。

今回、第三号十月一日づけで発刊していますが、その整理保存につきましても、適当に厚紙で表紙をつくっていただく（B5版規格）発刊順に編んで、ご参考にご愛読いただくことも、未長くご愛読とご支援を賜りたく同時に、本村広報活動発展のため、ご協力をお願いいたします。

兼久5班見取図

凡例	児童のいる世帯	児童のいない世帯
	数字を○で囲む	数字だけ示す

